

## 内部通報窓口

当協会では、法令・定款・規程類違反、暴力、ハラスメント、不適切行為等を早期に発見し被害等の拡大を防ぐとともに、そのような不当な行為の是正や再発防止に努めるため、内部通報窓口を設置しました。

### <利用できる人>

- (1) 当協会の理事、監事、相談役、顧問及び参与
- (2) 協会が定める各種委員会の委員
- (3) 当協会の職員（コーチ、監督その他のスタッフを含む。）
- (4) 当協会の登録会員
- (5) 上記に定める者の親族

### <対象となる行為>

倫理・懲戒規程第3条に違反する行為、又は、その疑いのある行為

#### (違反行為)

第3条 前条に定める者は、次の行為（以下「違反行為」という。）を行ってはならない。

- (1) 競技者、指導を受ける者その他の者に対して、身体的暴力、暴言、いじめ、パワーハラスメント行為等を行うこと（暴力・暴言）
- (2) 競技者、指導を受ける者その他の者に対して、指導に必要な範囲を明らかに超えた身体的接触、わいせつ行為や性的な言動、つきまとい行為、交際の強要等を行うこと（わいせつ・セクハラ）
- (3) 競技者、指導を受ける者その他の者に対して、競技力の向上とは明らかに無関係なしごきや罰としての特訓等の不合理な指導を行うこと（不適切な指導）
- (4) 協会のドーピング防止規程に違反し、又は法令で禁止されている薬物を使用・所持等すること（ドーピング・薬物）
- (5) 競技会等の円滑な運営を妨げる行為や施設の不適切な利用等を行うこと（大会運営施設利用不適切行為）
- (6) 補助金、助成金、交付金等の不正受給、不正使用、脱税、協会の財産の横領、不適切な支出等の不正経理、職務に関して不正な利益を供与し、申込み、要求し又は約束すること（不適切経理）
- (7) 職務やその地位を利用して自己の利益を図ること（利益相反行為）
- (8) 反社会的勢力と関係を有すること（反社会的勢力との関係）

(9) 法令や協会の諸規程または方針に違反すること（法令・規程等違反行為）

(10) その他協会の名誉と信用を著しく害する行為（品位を汚す行為）

#### <通報の方法>

専用メールアドレスにメール、又は、郵便（封書【進展】）で送付ください。

専用メールアドレス [naibu24@fencing-jpn.jp](mailto:naibu24@fencing-jpn.jp)

郵便宛先

〒150-8050

東京都渋谷区神南1-1-1 岸記念体育館内

公益社団法人日本フェンシング協会

倫理委員会委員長 米丘 健

相談を希望される通報者で、特に女性の相談員を指定したいときは、「女性相談員希望」と明記してください。

#### <注意事項>

- ① 通報者は、その所属、氏名、連絡先を明らかにしてください。匿名による通報は受け付けません。
- ② 担当者から詳細を伺うため連絡をさせていただく場合があります。
- ③ 通報内容が、係争中の場合、通報対象事項に該当しない場合、個人への誹謗・中傷や不平不満に該当する場合には、対応できません。

#### <通報制度方針>

- ① 当協会は、通報者の個人情報について、[プライバシーポリシー](#)に従って適切に処理します。
- ② 通報者の個人情報は、倫理委員会及び法務委員会の特定の担当者のみが扱い、事実関係の調査においても匿名性の確保を最優先するなど、その秘密を厳守します。
- ③ 通報があった場合、倫理委員会は、関係者のヒアリングを行う等通報事実の確認を速やかに行い、違反行為の是正及び解決案を理事会に報告します。
- ④ 倫理委員会は、必要に応じて、法務委員会に事実関係の調査及び答申を求めることができます。
- ⑤ 通報行為によって、通報者が報復等不利益を受けないよう配慮します。報復行為が認められた場合には、速やかに報復行為を差し止め、報復者を適正に処分します。